

北海道選挙管理委員会告示第33号

令和5年4月9日執行の北海道議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による選挙運動に関する支出の制限額は、次のとおりである。

令和5年3月31日

北海道選挙管理委員会委員長 石塚正寛

札幌市中央区	9,797,000円	根室市	5,588,900円
札幌市北区	8,923,400円	千歳市	7,301,700円
札幌市東区	8,543,800円	滝川市	6,672,500円
札幌市白石区	9,027,400円	登別市	7,183,700円
札幌市厚別区	8,413,800円	恵庭市	6,358,600円
札幌市豊平区	9,322,900円	伊達市	6,240,300円
札幌市清田区	7,789,100円	北広島市	7,986,800円
札幌市南区	8,756,800円	北斗市	7,033,100円
札幌市西区	9,094,100円	空知地域	6,800,100円
札幌市手稲区	8,876,600円	石狩地域	6,600,600円
函館市	7,468,500円	後志地域	6,897,800円
小樽市	6,573,900円	胆振地域	7,465,600円
旭川市	7,793,000円	日高地域	6,095,600円
室蘭市	6,754,300円	渡島地域	6,903,300円
釧路市	7,779,100円	檜山地域	6,305,500円
帯広市	7,797,600円	上川地域	6,803,300円
北見市	7,973,800円	留萌地域	6,916,100円
岩見沢市	6,695,100円	宗谷地域	5,850,900円
網走市	6,304,600円	オホーツク東地域	7,886,500円
苫小牧市	7,861,200円	オホーツク西地域	6,159,300円
稚内市	6,164,400円	十勝地域	6,807,200円
江別市	8,130,500円	釧路地域	7,956,900円
名寄市	5,775,400円	根室地域	7,131,000円